

令和8年度 第1回福部地域振興未来会議 次第

日 時 令和8年4月28日(火)
午前9時～
場 所 福部町総合支所
2階 第2・3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 塩見川流域での今後の治水対策について(鳥取県土整備事務所 計画調査課) P.1～6

(2) 公共施設を考える住民ワークショップについて(鳥取市総務部資産活用推進課) P.7～8

4 協議事項

(1) 福部地域未来プラン実施計画について P.9～10

(2) 地域おこし協力隊について P.11～14

5 その他

6 閉 会

次回開催日程: _____ 月 _____ 日() : _____ ～

福部地域振興未来会議委員名簿

任期 R7.4.1～R9.3.31

	氏 名	所 属 等
福 部 地 域 振 興 会 議 委 員	岩崎 幸子	公募(福部アイデア館管理運営協議会長)
	上山 弘子	福部未来学園学校運営協議会長
	宇山 英俊	福部町区長会長
	加藤 美幸	公募(鳥取県漁協福部支部海女)
	岸本 正枝	鳥取市公平委員
	谷口 孝義	福部まちづくり協議会長
	中川 玄洋	公募(NPO 法人 bankup 代表理)
	中島 幹夫	鳥取市交通安全指導員会福部地区会長
	西尾 祥幸	未来へつなぐらっきょう将来ビジョン研究会代表
	西田 一幸	福部地区民生児童委員協議会長
	濱田 香	鳥取市農業委員会会長
	松田 浩稔	鳥取大砂丘観光協会会長 砂丘センター支配人
事 務 局	米澤 裕治	福部町総合支所長
	福山 あゆみ	副支所長(兼)地域振興課長 〈併〉教育委員会事務局福部町分室長
	瀬戸川 善一	産業建設課長
	水戸口 亜希子	市民福祉課長
	前岡 和憲	地域振興課課長補佐
	多賀 博則	地域振興課主任

江川流域の特定都市河川先行指定に向けた取り組みについて

近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化が進む中、鳥取県では福部町内の浸水被害軽減を目的に塩見川流域全体の特定都市河川の指定を目指しているところです。

そしてこの度、塩見川流域の中でも河川整備が遅れている江川流域を先行して特定都市河川に指定することを検討していきたいと考えています。

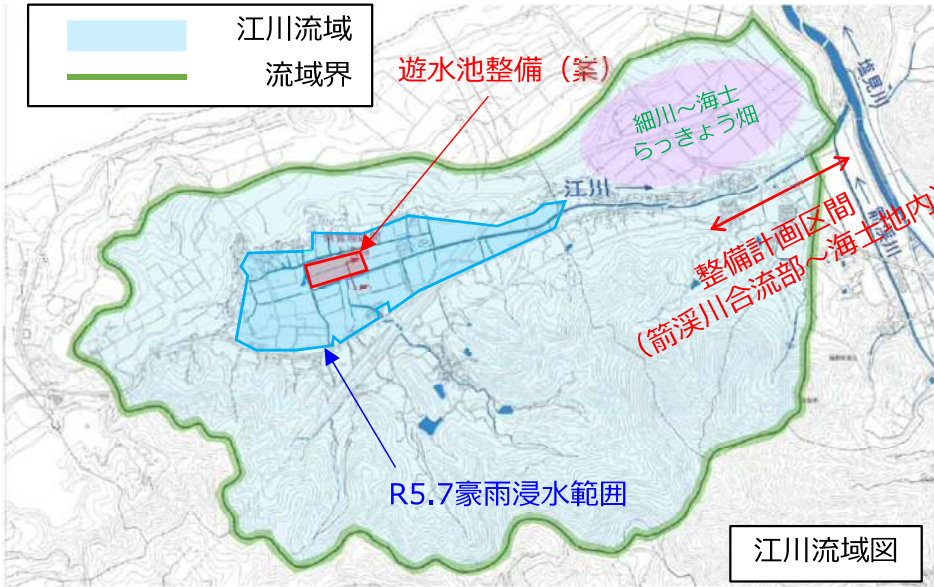
今後とも福部町内の治水対策を推進して参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。



※詳細な説明はWEBでご確認ください。

① 指定による河川整備の促進

塩見川本川の整備と並行して江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備と遊水池等の整備



現状

江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備に着手できるのは早くても令和20年度以降

指定によるメリット

- 特定都市河川指定することで
- ・ 江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備早期着手
 - ・ 遊水池等の新たな浸水対策の推進

② 指定による土地の雨水貯留機能の保全

流域内で1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為）に対し、対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられる

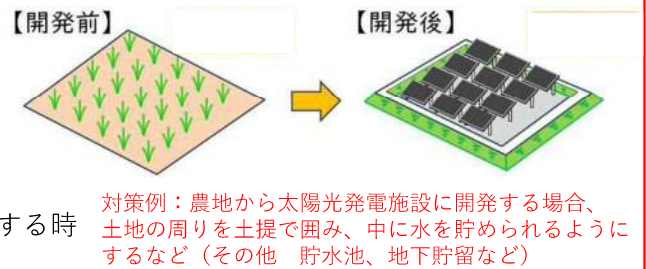
⇒現状の土地が持っている水を貯める機能を維持する

対策工事が必要な事例

⇒以下AとBの両方を満たす時

A 開発面積が1,000㎡以上の場合
(例 田んぼ：約1反、宅地：約300坪、テニスコート：約5面)

- B
- ・ 農地などの締め固められていない土地を締め固める時
 - ・ 宅地以外をアスファルトやコンクリートで新しく舗装する時
 - ・ 建物や施設を新しく設置する時



対策工事がいらぬ事例

- ・ 開発面積が1,000㎡未満の場合
- ・ 利用面を変更せずに造成するだけの場合
- ・ 農地から農地に転換する場合



※内容によっては都市計画法、盛土規制法、土壌汚染対策法など、法令に基づく許可が別途必要な場合がありますので、ご承知ください。

	先行指定する場合	指定しない場合
江川の河川整備	塩見川本川の整備と並行して ・ 江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備早期着手 ・ 遊水池等の新たな浸水対策の推進	・ 塩見川本川の整備完了（令和20年度）以降に江川（箭溪川合流部～海土地内）の整備開始 ・ 遊水池等の新たな浸水対策は上記整備が完了してから着手
流域内の土地開発	流域内の全ての土地において、1,000㎡を超える雨水浸透阻害行為を行う場合は対策工事が義務付けられる	現状と同じ

江川流域の特定都市河川指定に関するアンケート

江川流域の特定都市河川先行指定について、今後の進め方の参考としますので、下記アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

1. あなたのお住まいの集落を教えてください。
(1)細川 (2)岩戸 (3)海士 (4)南海士 (5)浜湯山 (6)東湯山 (7)山湯山 (8)浪花団地 (9)その他

2. 今まで浸水被害を受けたことがありますか？(家や田畑が浸かる、浸水で通行できないなど)
(1)直接浸水被害を受けた(家屋・田畑・その他)
(2)浸水した状態を見たことがある(福部町内で)
(3)受けた(見た)ことはない

3. 「流域治水」という取り組みを知っていますか？
(1)知っている
(2)知らない

4. チラシ等により「特定都市河川」に関する取り組みはご理解いただけましたか？
(1)理解できた
(2)概ね理解できた
(3)あまり理解できなかった
(4)理解できなかった

5. 江川流域を特定都市河川に先行して指定することについてどう思いますか？
(1)指定の方がいい
(2)どちらでもいい
(3)指定しない方がいい
(4)わからない

上記で(3),(4)を選んだ場合はその理由をお書きください。

--

6. その他、疑問・意見等ございましたらご自由にお書きください。

--

～ご協力ありがとうございました～

鳥取市福部町総合支所に回収BOXを設置します。
1月16日までにアンケートの提出をお願いいたします。

鳥取県では昨年度から塩見川水系の特定都市河川指定に向けた取り組みを実施しています。この取り組みについて住民の皆様にお伝えするため、特定都市河川(Tokutei Toshi Kasen)に関するお便りとして「TTK通信」という形で今後配布させていただきます。

江川流域の住民の皆様におかれましては、昨年末から実施したアンケートにご協力いただき、誠にありがとうございます。その結果、多数の方から江川流域の特定都市河川指定に賛同いただきました。

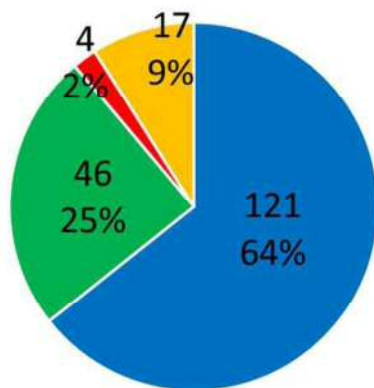
今後は江川流域の指定に向け、地域の実情を反映させるため、地元の代表者を交えた検討会を立ち上げ、関係行政機関と共に事業に取り組んでまいります。

今後とも鳥取県の河川行政について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 アンケートの集計結果について

回収したアンケート191票のうち、6割を超える方に「指定した方がいい」と回答いただきました。

<Q> 江川流域を特定都市河川に先行して指定することについてどう思いますか？



<凡例>

- (1) 指定した方がいい
- (2) どちらでもいい
- (3) 指定しない方がいい
- (4) わからない

※無回答の3票は除く

※他の設問に関してはWebから確認できます

2 検討会の立ち上げについて

江川流域の特定都市河川指定にあたり、地域の実情を反映させるため、地元代表者と関係行政機関を集めた流域水害対策計画検討会(仮称)を立ち上げ、特定都市河川指定後の治水対策を一緒になって検討していきます。

第1回の検討会を以下の日程で予定しています。検討会の様子については随時このTTK通信を通じて、住民の皆様へ情報共有していきます。

第1回流域水害対策計画検討会(仮称)

開催日: 令和8年3月23日(月)

参加者: 地元(福部町区長会、浜湯山地区、山湯山地区、海士地区)代表者
鳥取市農林水産部農政企画課長
鳥取市都市整備部都市企画課長
鳥取市都市整備部河川公園課長
鳥取市福部町総合支所長
鳥取県農林水産部農業振興局農地・水保全課長
鳥取県県土整備部河川港湾局河川課長
鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所副所長



3 アンケートで寄せられた意見への回答(抜粋)

回答いただいたアンケートにおける自由意見記載欄において、多数の意見が寄せられています。この中から一部を抜粋して県の回答を掲載します。

事業の早期着手を望まれる声が多く寄せられています。回答のとおり、鳥取県としても早期に事業効果を発現できるよう、取り組んでまいります。

また、土地利用規制の影響について懸念する声も寄せられています。このことについても検討会の中でしっかりと議論してまいります。

カテゴリ	寄せられたアンケート意見	鳥取県の回答
事業の早期着手について	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和34年伊勢湾台風の時、庭の付近まで江川の水がきた。その際は本当に恐ろしい思いをした。 ・河川改修が進むのであれば大きなメリットかな？ ・早めにしていただきたい。 ・川のオーバーフローの改修工事を早く進めてほしいです。 ・江川、塩見川を含め、早期に対策着手されたい。 ・早急な対応をお願いします。 ・早く整備用地を示してほしい。 ・水害のない地域にしてほしい。 	<p>近年、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化しており、令和5年7月豪雨のような大雨がいつどこで起きてもおかしくない状況です。</p> <p>本制度の指定により、国からの手厚い予算措置を受けることが可能となり、河川改修のスピードアップや、河川の枠を超えた流域全体での対策が可能になります。</p> <p>早期に事業効果を発現できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。</p>
土地利用規制と開発への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地開発のブレーキになる。 ・山湯山の集落内まで江川の影響で浸水することは考えにくいと思います。江川周辺に縮小できませんか？ ・造成許可の条件がきびしくなり、土地の単価に影響が生じるのでは？ ・現在 食料、日用品が購入出来る店舗がコンビニ1件のみで、高齢化が進む中で、近くに店舗が無い不便さを危惧します。土地活用の制限により店舗進出に支障をきたす事が懸念事項と思います。 	<p>特定都市河川の指定は、浸水する区域だけでなく、降った雨が江川へ流入する「集水域」を含めた「流域全体」を対象としています。</p> <p>開発に係る許可が必要になること、また雨水貯留浸透施設設置等の対策工事が必要となることから、土地単価に影響が生じる可能性があります。</p> <p>しかしながら、氾濫域の浸水被害軽減のための「流出抑制の義務化」であり、「開発の禁止」ではありません。</p> <p>一定規模以上の開発行為を行う場合は対策工事が義務化される一方で、浸水に強いまちづくりのとしての魅力や浸水リスクの低減による地域価値の維持が期待されます。</p>



←アンケート結果等の詳細はWEBでご確認ください。
今後の取り組み内容やTTK通信についてもこちらに掲載していきます。

令和8年度に入り、鳥取県も新体制となりました。今年度も引き続き塩見川水系の特定都市河川指定に向けた取り組みを進めていきます。今後も特定都市河川(Tokutei Toshi Kasen)に関するお便りとして「TTK通信」という名前で発信していきますので、よろしくお願いいたします。

3月23日に、江川流域の特定都市河川指定に向けて、地域の実情や意見を反映させるため、地元代表者と関係行政機関を構成員とした流域水害対策計画検討会を立ち上げました。今後はこの検討会を中心に特定都市河川指定後の治水対策を検討し、「TTK通信」で住民の皆様にご周知していきます。

今後とも鳥取県の河川行政について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 第1回検討会について

第1回江川流域水害対策計画検討会

日時:令和8年3月23日(月)

参加者: 地元(福部町区長会、浜湯山地区、山湯山地区、海士地区)代表者

鳥取市農林水産部農政企画課長
鳥取市都市整備部都市企画課長
鳥取市都市整備部河川公園課長
鳥取市福部町総合支所長
鳥取県農林水産部農業振興局農地・水保全課長
鳥取県県土整備部河川港湾局河川課長
鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所副所長

<議事概要>

以下の内容について県から説明。

- 特定都市河川制度の概要
- 他県における流域水害対策計画の事例
- 江川における対策(案)
 - [鳥取県が行う整備(案)]
 - ・箭溪川合流点から上流約850m間の河川改修
 - ・河川改修区間から上流の河床掘削
 - ・遊水地整備
 - [鳥取市が行う整備(案)]
 - ・浜湯山地区内の水路新設、河床掘削、護岸整備



※流域治水キャラクター
ためぞうくん はなみちゃん

<質疑応答>

(委員)県の河川改修は海士の集落付近までか？

→(県)箭溪川合流点から旧国道9号の橋付近までを予定しています。

(委員)1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対する対策工事の義務付け以上の開発規制はないのか？

→(県)特定都市河川に上乘せする形で貯留機能保全区域の指定をすることは可能ですが、盛土等にさらに制約がかかることとなり、土地所有者の理解が必要となります。

(委員)計画の目標とする雨量は示されるのか？

→(県)次回以降の検討会で説明します。

(委員)特定都市河川は誰が指定するのか？

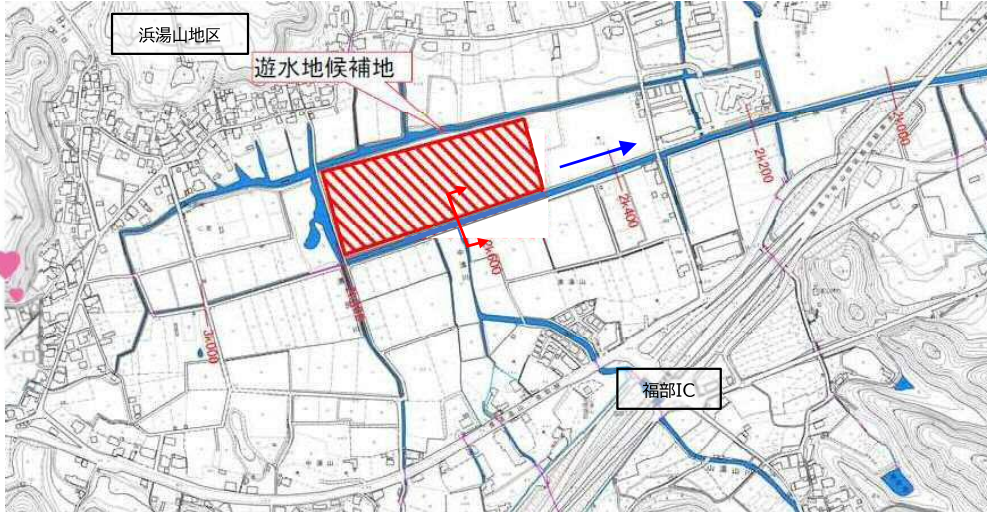
→(県)鳥取市への意見照会や国への協議を行った後に、県が指定します。

2 鳥取県が行う整備(案)

目標流量を安全に流下させるため、河川整備・遊水地整備・河床掘削等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害を防止します。

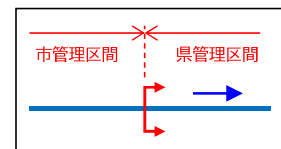
■遊水地整備

下図の赤斜線の区域に水を貯める遊水地を整備します。



■河床掘削

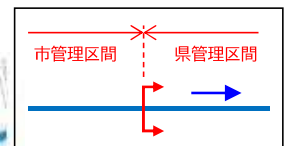
海士交差点付近から中溝川合流点までの河床掘削を行います。



3 鳥取市が行う整備(案)

■普通河川等の整備(水路再編等)

沿川地域の浸水被害を防止・軽減を図るため、必要に応じて、河床掘削、護岸整備等を行います。



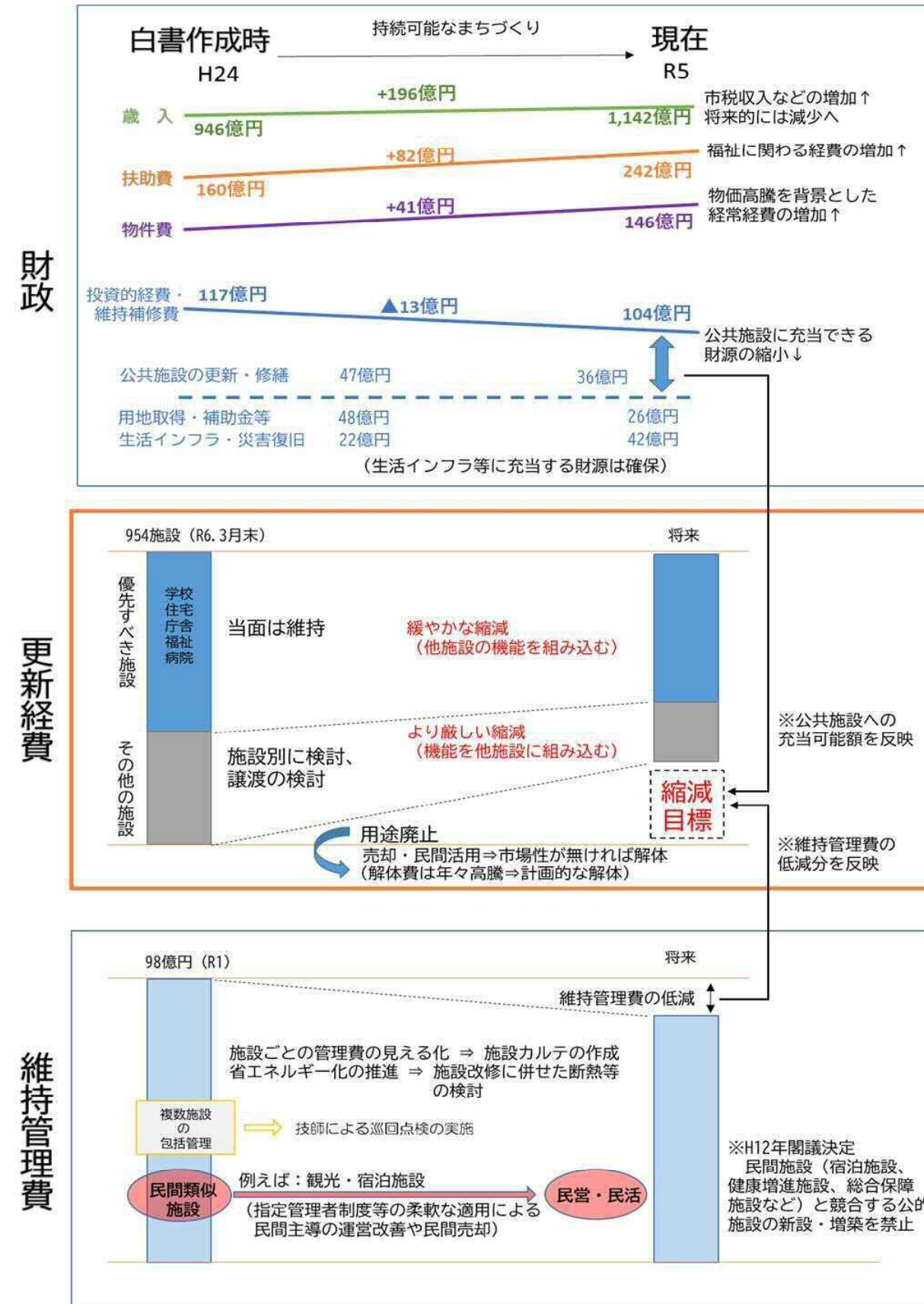
←今までの取り組みやTTK通信については
こちらからご確認ください

くらしと公共施設を考えるワークショップの開催について

1 公共施設の再配置推進について

公共施設の再配置推進を個別具体的に進めるため中学校区でエリアマネジメントを進めており、その手法の一つとして令和7年度から「くらしと公共施設を考えるワークショップ」を開催しています。

2 背景【財政と縮減目標（概念図）】



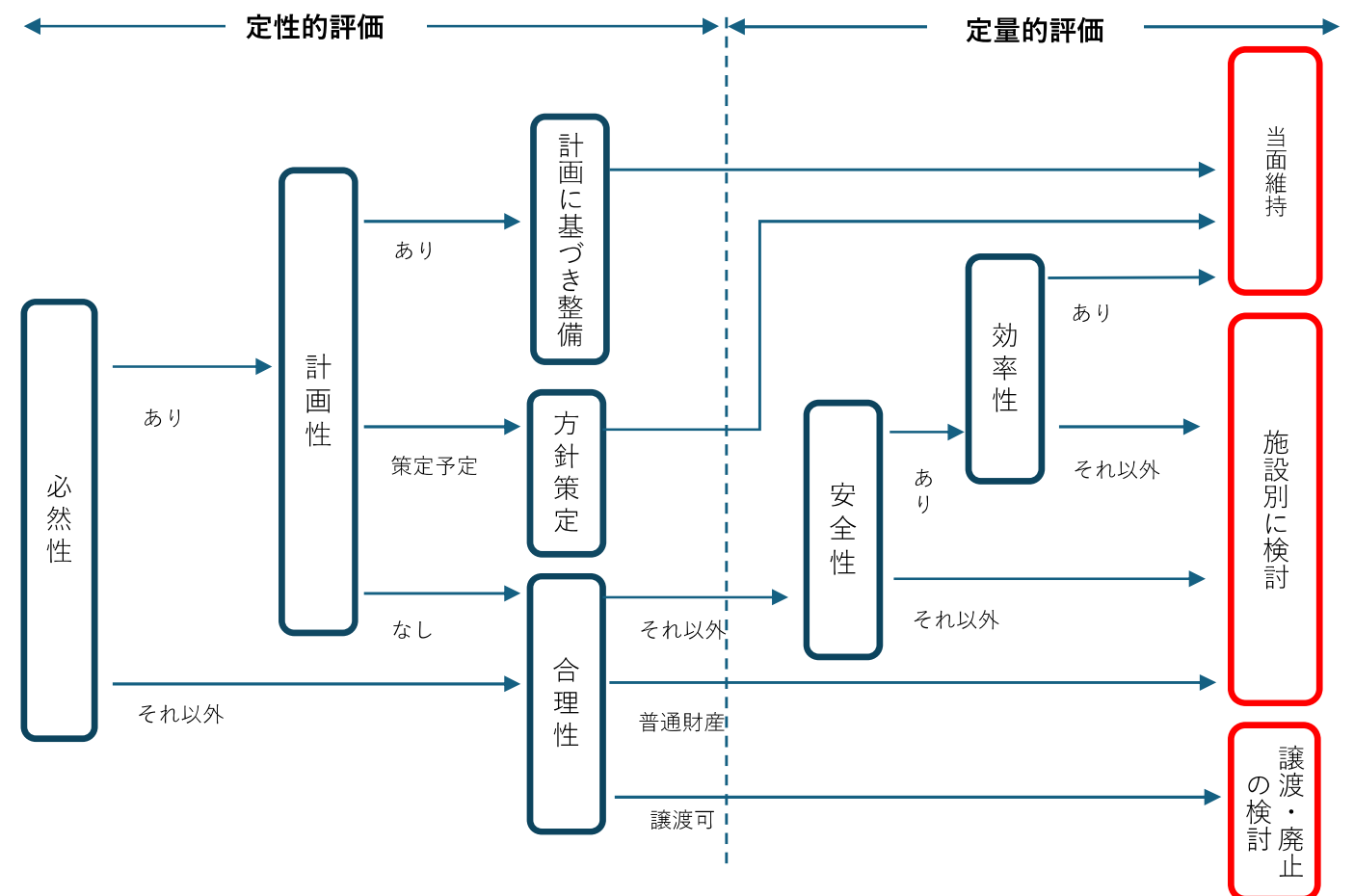
3 公共施設の仕分け

令和6年度、市有施設のうち検討対象とした**812施設** (トイレ・車庫といった付帯施設等を除く) を、定性・定量的評価をもとに資産活用推進課で「施設の仕分け」を行いました。(※別紙参照)

仕分け結果

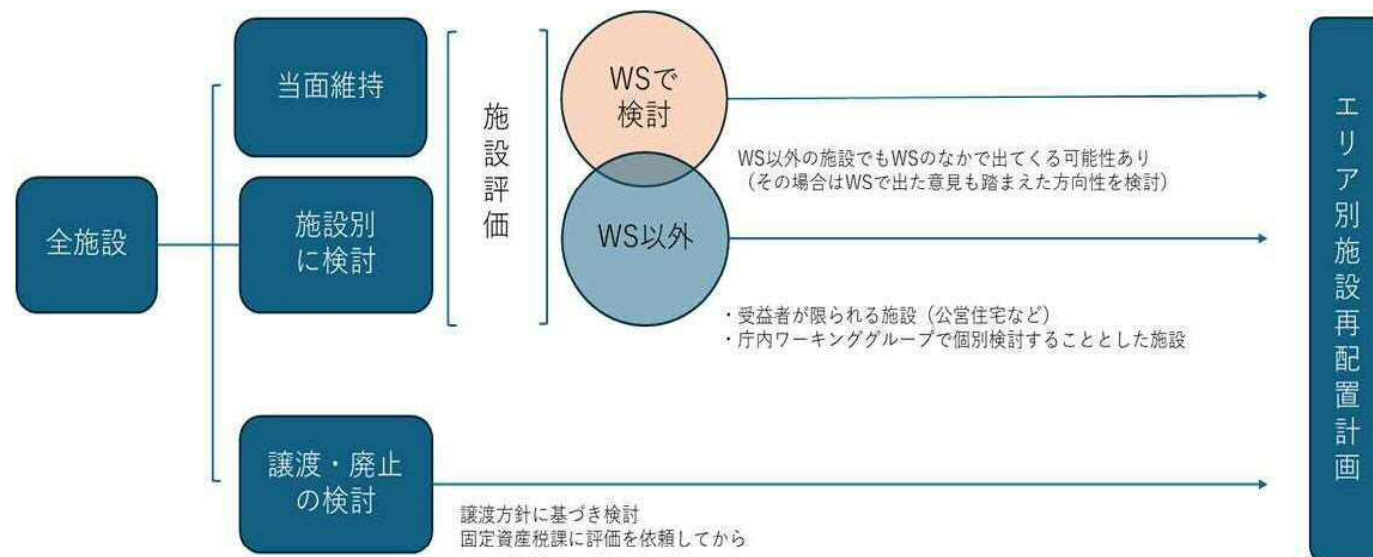
- ▶ 「当面は維持」としたもの … 214施設
- ▶ 「施設別に検討」としたもの … 401施設
- ▶ 「譲渡・廃止の検討」としたもの … 197施設

仕分けフロー



- ①必然性 専ら行政が提供するサービスで非市場的なものかで判定します。必然性ありとした主な施設は、教育・医療・福祉・住宅・防災関係など市民生活に密接した用途となります。
- ②計画性 施設の方向性が計画されている。または、今後、策定予定のものは【当面維持】。
- ③合理性 計画性がなく、本市以外で管理運営することが可能または、譲渡が維持できるものは【譲渡・廃止の検討】とします。
- ④安全性 合理性で本市が主体で管理運営すべきと判断したものは、施設の安全性 (資産老朽化率70%以上または耐震性能の有無) により判定します。ここで、施設の老朽化が進んでいると判断したものは【施設別に検討】とします。
- ⑤効率性 安全性があるとした施設は効率性へと進み、公費負担額が相対的に大きなものは【施設別に検討】とします。

4 今後の進め方



(1) 住民ワークショップで検討

施設の存続・廃止だけでなく、くらしの視点から、施設の役割・必要性を再発見し、市が提示する再編案（たたき台）をもとに住民の視点から、将来、地域にとって必要な機能（サービス）について議論を深めます。

●ワークショップ検討施設

- ・地域住民の利用が主となる施設
地区公民館、社会福祉施設、人権福祉施設、体育館、スポーツ施設、通所型施設、保健センター、児童館
- ・観光施設、宿泊施設、日帰り温泉施設、特産品加工販売施設など

(2) 個別検討施設

次の施設は、施設所管課による個別検討とし、原則、住民ワークショップの対象としません。

- ・既に地元への譲渡方針が定まっている施設（集会所、農機具保管庫など）
- ・受益者が限られる施設（公営住宅など）
- ・庁内ワーキンググループで個別検討することとした施設

(3) 地域ごとの再配置基本方針（案）の作成

住民ワークショップで得られる住民の声を大切にするとともに、限られた資源の中で何が実現できるか、行政（財政等）の制約を地域と共有しながら再配置方針（案）の作成を進めて参ります。

○施設の方向性

方向性	基本的な考え方（施設別検討による）	
①譲渡、民営化、売払い	短期	老朽化が進行する前に譲り渡し、今後の維持管理費を軽減
②廃止、一部廃止、機能縮小	短期	安全性の低いものは原則短期、それ以外の中長期
③複合化、集約化	中期	1施設1機能の考え方ではなく複数の機能を持たせる、複数の施設をまとめる
④改築、更新	長期	財政状況を踏まえながら、必要に応じて実施
⑤方針策定	短期	総量適正化のため早期に個別計画を作成
⑥利用促進、コスト縮減	長期	恒常的な取り組み

5 住民ワークショップについて

令和7年度、河原・用瀬・佐治地域でワークショップを開催し、さまざまな意見や提案をいただきました。令和8年度以降に地域毎の再配置方針の作成を進めて参ります。

また、令和8年度のワークショップは、国府・福部・気高・鹿野・青谷地域の5地域で開催します。

(1) 開催時期等

国府・福部地域	令和8年7月～8月	各地域2回（2.5時間/回）
気高・鹿野地域	令和8年10月～11月	休日の昼間に実施
青谷地域	令和8年11月～12月	

※日程は、地域行事や中学校行事等を調整して決定します。

(2) 会場

地域内の公共施設で検討中

(3) 参加者募集

募集時期：国府・福部地域：6月

気高・鹿野・青谷地域：8月

募集方法：市報、支所だより、市公式ホームページにより各地域ごとに参加者を募集します。

募集対象：中学生以上 20名程度を想定

(4) ワークショップの内容

ア 基本的な考え方

- ・ワークショップは公共施設の再配置方針を決定する場ではありません。
- ・暮らしや活動の視点から、施設の役割・必要性を再発見します。
- ・市が提示する再配置の※たたき台をもとに、住民の視点から意見・提案をします。
- ・翌年度以降にワークショップでの提案や意見を整理し、地域ごとの再配置方針（案）を作成します。

【※たたき台作成時の一定条件】

- ・旧耐震などの建物性能が劣る施設は、建物は廃止するが、必要な機能の移転を検討
- ・空スペースの活用を検討
- ・機能が重複しているものは集約の可能性も検討
- ・積極的に民間活力導入の検討

イ 内容

くらしを視点を施設の再配置を検討しながら、「このまちでどんな暮らしをしていきたいか」、「そのためにどんな施設が必要か、どのように使いたいか」などを考えながら、各班で再編案をまとめます。

※各テーマに沿って2回とも班ごとでグループワークを行います。

（班編成は2回とも同じメンバー）

鳥取市福部町地域おこし協力隊募集要項

令和8年6月

【まちの紹介】

鳥取市福部町は、鳥取市の北東部に位置し、北は日本海、東は岩美郡岩美町を境に接しています。また、中心市街地へのアクセスも良く、暮らしやすいまちです。鳥取県を代表する観光地「鳥取砂丘」を有し、らっきょうや梨などの特産品も豊富です。

特に「鳥取砂丘らっきょう」「ふくべ砂丘らっきょう」は地理的表示保護制度(GI 制度)に登録されるブランド農作物で、らっきょうの花は鳥取市の花に制定されています。

また、坂谷神社や鶏岩など、地域の魅力ある資源も多く存在しています。

【地域の課題】

「鳥取砂丘」周辺で販売される商品の多くは町外で製造されているため経済波及効果は限定的となっており、地元産の海産物や農作物を活用した商品開発・地場産品の充実が求められています。そのためには、町内で活動している既存の団体と協力し、新たな特産品を生み出す必要があります

【求める人材】

既存の団体と連携し、地域活性化に向けたアイデアを形にできる方
町内の特産品や文化を活かした事業に関わりたい方
新しい取組を柔軟に考え、実行できる方

地域の自然、産業、観光資源などを活用し、地域の魅力向上や新たな価値創出に挑戦したい方を募集します。

1 募集人数

1名

2 活動内容

福部町内で製造する特産品を使用した新たな商品の開発と、地域活性化に関する下記の活動

- (1)地元ブランドや地場産品を活用した商品の開発に協力してもらえる地元団体の調査
- (2)商品づくりやパッケージ開発、販路開拓
- (3)ふるさと納税返礼品の企画と開発、広報活動
- (4)SNS等の媒体を活用した地域の魅力・情報発信
- (5)地域の課題についての情報収集
- (6)地域住民や事業者、関係団体との連携による地域づくり活動への参画

- (7)福部町総合支所職員としての活動
- (8)その他、隊員がこれまで培ってきた経験、得意分野を活かし福部地域の活性化につなげることができる活動 など

3 募集対象

- (1)年齢20歳以上(採用時点)
- (2)性別・学歴は不問
- (3)3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を鳥取市福部町内へ移し、住民票を移動させることができる方(任命される前に鳥取市内に定住または定着している方を除く)
- (4)地域おこし協力隊に深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動する意欲がある方
- (5)隊員の任期終了後も引き続き鳥取市福部町に定住し、就業・起業等の意欲のある方
- (6)地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (7)心身ともに健康で誠実な方
- (8)基本的に3年間は継続して活動することができる方
- (9)普通自動車免許を有し、実際に運転できる方
- (10)パソコン(Word、Excel、PowerPoint 等)の一般的な操作ができ、HP・SNS 等で情報発信できる方
- (11)食に興味・関心があり、関係団体と連携して商品開発に取り組める方
- (12)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (13)活動に際して、市の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

4 勤務場所

- 勤務地:鳥取市福部町総合支所
- 活動地:鳥取市福部町内(出張等あり)

5 雇用形態及び期間

初年度の任用期間は令和9年4月1日以降の採用日から令和11年3月31日までとし、以降年度ごとに更新を行います。(※雇用開始日は相談に応じます。)

- (1)鳥取市の会計年度任用職員として市長が任命します。
- (2)雇用期間は最長3年間ですが、勤務状況及び事業の見直し・予算措置の状況などにより、雇用期間の短縮、更新を行わない場合があります。

6 活動条件等

(1)報酬

月額195,000円(毎月21日支給です。支給日が祝日・週休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日・週休日に該当しない日を支給日とします。)

別途期末手当・勤勉手当有

(2)勤務日・勤務時間

① 勤務日は、平日、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で調整します。ただし、土・日・祝日・夜間に勤務が発生する場合があります。

② 勤務時間は、週30時間勤務です。

(3)有給休暇

1年目は13日、2年目は14日、3年目は15日です。

※1年目は採用月によって付与日数が異なります。

(4)特別休暇

公民権の行使、忌引き、産前・産後(各8週)などの特別休暇があります。

※取得事由により有給もしくは無給休暇となります。

(5)待遇及び福利厚生

① 住居は、鳥取市福部町総合支所が準備します。なお、隊員による家賃の負担はありませんが、転居にかかる費用、光熱水費、その他の生活費は個人負担とします。また、場合によって通勤手当を支給します。

② 社会保険(雇用保険、厚生年金、健康保険)に加入します。

③ 活動に必要な経費は、予算の範囲内で鳥取市が負担します。

[主な活動経費]活動に係る消耗品費、出張旅費等

(6)その他

兼業は可能ですが、事前に届出が必要です(従事を制限する場合があります)。

7 応募手続

(1)応募受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年10月1日(水)必着

メール、郵送、持参で受け付けます。

メールの場合、提出書類を全て添付してご提出ください。

なお、提出された書類は返却しません。

(2)提出書類

・応募用紙

・住民票抄本(令和8年6月1日以降に取得したもの)

・普通自動車免許証の写し(表・裏とも)

※応募用紙は鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

URL:

QRコード:

※写真は、3か月以内に撮影した、カラー、無帽、背景なしの写真又はデータ貼り付けをお願いします。

8 選考スケジュール

◇応募締切:令和8年10月1日(水)

◇一次選考通知(書類選考):選考結果を10月9日(金)までに文書またはメールでお知らせします。

◇二次選考:第1次選考合格者を対象に鳥取市福部町総合支所において面接を行います。10月17日(土)の実施を予定していますが、日程については相談に応じます(詳細は、一次選考結果の通知の際にお知らせします)。

◇最終選考結果通知:11月上旬頃

最終選考の結果は、面接後2週間以内(発送)に文書でお知らせします。

※申請書類費用、交通費、宿泊費等の応募に係る経費は個人負担とします。

9 応募先・問合せ先

〒689-0102 鳥取県鳥取市福部町細川668番地

鳥取市福部町総合支所 地域振興課

電 話 0857-30-8662

F A X 0857-74-3714

電子メール fb-chiiki@city.tottori.lg.jp